

令和8年度盛岡市本庁舎等広告掲載役務請負 募集要項

1 募集概要

件 名	令和8年度盛岡市本庁舎等広告掲載役務請負
契約期間	令和8年4月1日から令和9年3月31日まで
内 容	(1) 広告主の募集、審査申請等の受付代行 (2) 広告の掲載・撤去（原状回復）、広告データ等の納品 (3) 広告主との個別契約及び代金回収 等
広告媒体	盛岡市本庁舎、公用車及び業務用端末
広告掲載期間	令和8年4月1日から令和9年3月31日まで
関係規定	「盛岡市広告掲載要綱」、「盛岡市広告掲載基準」、「盛岡市庁舎広告掲載取扱要領」、「盛岡市公用車広告掲載取扱要領」及び「盛岡市業務用端末広告掲載取扱要領」に従うこと。

2 広告の仕様（掲載場所・規格・数量等）

広告掲載場所		枠数	規格（横×縦）	留意点
本庁舎	本館エレベーター内壁面（2基）	2 枠	B2規格(515mm ×728mm)以内	ポスター等により広告を掲載すること。
	別館エレベーター内壁面（2基）	2 枠	B1規格 (728mm ×1,030mm) 以内	ポスターフレームの設置は市が行う。
	本館階段踊り場壁面（地階から1階）	2 枠	1,000mm ×2,100mm以内	ラッピングにより広告を掲載すること。
	本館エレベーター外扉（2基）	2 枠	900mm ×2,100mm以内	蹴込み板は、1段当たり1,650mm×150mm
	別館エレベーター外扉（2基）	2 枠	1,650mm×約1,800mm以内	前後で、12段ある。
	本館階段蹴込み板（1階から踊り場）	1 枠		
公用車	ワンボックス車（1台） 運行区間：本庁舎～都南分庁舎	2 枠	800mm×400mm	マグネットシートで広告を作成し、納品すること。貼り付けは市が行う。
	ワンボックス車（1台） 運行区間：市内一円	2 枠		
業務用端末（約2,400台） ※ ログイン時及びログオフ時に5枚の広告から1枚をランダム表示する。		5 枠	JPEG、200KB以内 800ピクセル ×600ピクセル	広告データを納品すること。業務用端末の設定は市が行う。

3 広告掲載の条件等

共 通	<ul style="list-style-type: none"> (1) 「盛岡市広告掲載要綱」及び「盛岡市広告掲載基準」に従うこと。 (2) 広告主（広告を掲載することができるもの）は、次のとおりである。 <ul style="list-style-type: none"> ア 市内に本社又は営業所を有する会社法人、医療法人、企業組合等及び個人事業主等 イ 国、政府機関、地方公共団体、独立行政法人等 ウ 市内に事務所を有する公益法人 (3) 広告に広告主の氏名又は法人名並びに所在地及び連絡先を明示すること。 (4) 広告内又は広告を収める枠等に「広告」である旨を明記すること。 (5) 広告掲載期間中、広告主が決定しない場合は、受注者の自社広告又は「広告募集中」である旨を掲載することができる。 (6) 点検作業等のやむを得ない事情により、広告を掲載できない場合がある。 (7) 広告の掲載及び撤去に要する費用は、広告取扱業者が負担すること。 (8) 広告の掲載及び撤去に当たっては、安全に十分配慮すること。 (9) 広告の掲載及び撤去の作業日程は、別途市と協議すること。
本 庁 舎	<ul style="list-style-type: none"> (1) 「盛岡市庁舎広告掲載取扱要領」に従うこと。 (2) 広告掲載希望日の12営業日前までに、申込書等を管財課（本庁舎本館4階）へ提出すること。 (3) エレベーター外扉及び本館階段蹴込み板へのラッピングは、「盛岡市庁舎広告掲載取扱要領」第3に定める広告の掲載基準のほか、次のことを遵守すること。 <ul style="list-style-type: none"> ア 極端に鮮やかな色や蛍光色等による著しく華美な広告でないこと。 イ 黒一色等による著しく暗い広告でないこと。 ウ 広告のデザイン等が来庁者に不快感を与えるおそれや、本庁舎1階の雰囲気を損なうことなく、洗練されたデザインとすること。
公 用 車	<ul style="list-style-type: none"> (1) 「盛岡市公用車広告掲載取扱要領」に従うこと。 (2) 広告掲載希望日の12営業日前までに、申込書等を管財課へ提出すること。 (3) 運行予定がない場合がある（運行状況は、募集要項（別紙）を参照）。 (4) 車両を変更し運行する場合は、市がマグネットシートの貼り替えを行う。
業務用端末	<ul style="list-style-type: none"> (1) 「盛岡市業務用端末広告掲載取扱要領」に従うこと。 (2) 広告掲載希望日の12営業日前までに、申込書等を情報企画課（本庁舎本館6階）へ提出すること。 (3) ネットワークに未接続の状態で当該端末を使用する場合、広告は表示されない。

4 広告掲載料の支払方法等

広告掲載料の支払方法	(1) 市が年1回発行する納入通知書により納めること。 (2) 市が定める支払期限までに納めること。 (3) 広告掲出期間中、広告主が決定しない等の理由により、広告を掲載しない期間があったとしても、広告掲載料は減額しないものとする。
行政財産使用許可・使用料	受注者は広告掲載に係る作業を市の業務として実施するものであり、行政財産（本庁舎）の使用主体とならないことから、行政財産使用許可申請及び行政財産使用料の納付は不要である。

5 応募方法（詳細は「随意契約見積通知書」をご確認ください。）

資格要件	資格要件は、広告取扱業者（広告の募集及びその他必要な業務を請け負う業者）とし、次の要件をすべて満たす者とする。 (1) 盛岡市の競争入札参加資格者名簿に登録があり、かつ指名停止等の措置を受けていないこと。 (2) 盛岡市内に本社があり、本業務の請負に関し、市の要求に応じて即時に来庁し、かつ日本語で対応できる体制を整えていること。 (3) 民事再生法（平成11年法律第225号）第21条に基づき再生手続きの申立てをした者、又は会社更生法（平成14年法律第154号）第17条に基づき更生手続開始の申立てをした者、その他経営状況が著しく不健全であると認められる者でないこと。
選定方法	随意契約見積（オープンカウンター型） 予定価格以上で最高価格であった業者と契約することを決定する。
見積書提出の日時、場所及び方法	(1) 日時 令和8年2月18日（水）午前9時から正午まで (2) 場所 盛岡市役所本庁舎本館4階 管財課 執行即時開札 (3) 方法 見積箱に投函すること。郵便による見積は認めない。
問い合わせの方法	一般的な事項及び仕様書等に関する事項についての質問は、令和8年2月13日（金）正午までに電子メールにより管財課あて提出すること。 回答は、市ホームページで令和8年2月16日（月）までに公表する。 (1) 担当課 盛岡市総務部管財課 (2) 所在地 〒020-8530 盛岡市内丸12-2（盛岡市役所本庁舎本館4階） (3) TEL/FAX 019-601-6733 / 019-622-6211 (4) E-mail kanzai@city.morioka.iwate.jp